

## 役員候補者審議委員会規則

### (目的)

第1条 本規則は、公益財団法人矯正協会（以下「本会」という。）の理事及び監事の選任並びに代表理事及び業務執行理事（以下、代表理事及び業務執行理事を「業務執行役員」という。）の選定について、その透明性を確保するための役員候補者審議委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、委員会を設置する。

2 委員会は、次の事項を行うことを任務とする。

- (1) 国家公務員出身者を理事又は監事に選任又は再任することの可否を審議の上、その候補者名簿を評議員会に提出すること。
- (2) 国家公務員出身者のうち理事に選任又は再任する候補者としたものを業務執行役員に選任又は再任することの可否を審議の上、その候補者名簿を理事会に提出すること。

### (構成)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、外部委員5名で構成する。

2 委員のうち1名を委員の互選により議長とする。

3 外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 本会の業務を執行する者又は過去に業務を執行する者であったもの
- (2) 本会を重要な取引先とする者その他本会と密接な関係又は重要な利害関係を有する者又はこれらに該当する者であったもの（これらの者が法人又は団体である場合は、その役員又は従業員）
- (3) 前各号に該当する者の配偶者、三親等以内の親族又は使用人若しくは使用人であった者

4 委員は、会長が評議員会の承認を得て委嘱する。

### (招集)

第4条 委員会は、会長が招集する。

### (選考方法)

第5条 委員会の決議は、委員4名以上の出席をもって行う。

2 委員会は、会長から提出された第2条第2項各号の候補者案をそれぞれ審議し、多数決により議決するものとするが、可とする場合は、3名以上の委員が賛成することを要する。

3 前2項の規定にかかわらず、前項の候補者案につき、委員（同案について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、同案を可とする旨の委員会の議決があったものとみなす。

### (情報提供)

第6条 会長は、委員会における前条の審議に当たり、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。

- (1) 理事及び監事並びに業務執行役員の有する権限、欠格事由その他これらに関する法令及び定款の規定の内容
- (2) 理事及び監事並びに業務執行役員候補者の経歴及び候補者とした理由
- (3) 理事及び監事並びに業務執行役員候補者の本会並びに本会の他の理事、監事及び評議員との関係、兼職状況その他の候補者に関する情報  
(候補者名簿及び議事録)

第7条 委員会は、議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が議事録に記名押印し、その候補者名簿及び議事録を評議員会又は理事会に提出しなければならない。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱後4年とし、再任を妨げない。

- 2 委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第9条 委員が委員会に出席する場合には、出席の都度、報酬として、速やかに通貨をもって一人一律1万円を支給することができる。

- 2 委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(改廃)

第10条 本規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則

本規則は、平成25年4月9日から施行する。(平成25年4月9日評議員会議決)

附則

(施行期日)

改正後の本規則は、平成29年3月14日から施行する。(平成29年3月14日評議員会議決)

附則

(施行期日)

改正後の本規則は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月18日評議員会議決)